



(その1)

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書

(令和 6 年分)

(ふりがな)

(しんしゃかいとう ちばそうしぶ)

- 政治団体の名称 新社会党 千葉総支部
- 主たる事務所の所在地 千葉市中央区新田町7-5-3階A室
5 #
- 代表者の氏名 寺尾 勉
- 会計責任者の氏名 石垣 守

問合せ先

(担当者) 森尾 英俊

(電話) 043(306)6969

【留意事項】

国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出を記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)

- ☐ 第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 第2号に係る国会議員関係政治団体
- ・公職の候補者の氏名 _____
・公職の種類 _____
(該当する方に○→) (現職 ・ 候補者)
- ・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中で適用の異動あり
(「異動あり」の場合のみ以下を記入)
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☐ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体 (後援会等)	☐ 政治資金団体
☒ その他の政治 団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 無	
☐ 有	
(以下 指定「有」の場合のみ記載)	
・公職の種類 _____ (該当する方に○→) (現職 ・ 候補者)	
・資金管理団体の届 出をした者の氏名 _____	
・資金管理団体の指定の期間 ☐ 1年を通じて適用 ☐ 対象年の途中で適用の異動あり (「異動あり」の場合のみ以下を記入) 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	

注意(1)上記のうち、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び会計責任者の氏名に記載する内容は、届出た内容と一致してください。

(2)上記のうち、政治団体の区分、活動区域の区分、国会議員関係政治団体の区分、資金管理団体の指定の有無に記載する内容は、前年12月31日現在の状況に従い記載してください。

(3)記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。

(4)提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

(下欄は記載不要。選挙管理委員会が記載。)

団体コード	翌年への繰越金
248940	

T 1/29

K

✓

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

1. 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②)	0	1	0	十億	百万	千	円	2,440,807
① (前年からの繰越額)	0	2	0					954,701
② (本年の収入額 = A + B + C + D + E + F + G)	0	3	0					1,486,106
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)	0	4	0					988,931
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 (#	0	5	0					1,451,876

2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、010～050の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費								
金 額 A	0	6	0	十億	百万	千	円	969,500
員 数	0	7	0					31

(2) 寄 附								
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	行 番			金 額				備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	8	0	十億	百万	千	円	111,600
[うち 特 定 寄 附]	0	9	0					0
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	1	0	0					0
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1	1	0					0
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1	2	0					111,600
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	1	3	0					0
イ 政 党 匿 名 寄 附	1	4	0					0
合 計 B (ア + イ)	1	5	0					111,600

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その3-1)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）													
				事	業	の	種	類	金 額				備 考
								十億	百万	千	円		
				その他催物事業						395	000	✓	
8	0	0		こ の 頁 の 小 計						395	000	✓	
9	0	0		合 計						395	000	✓	

→ この欄には何も記入しないこと。（以下同じ）

注意(1) 政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「〇〇紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「〇〇会会費」、その他の事業にあっては「その他催物事業」と記載すること。

(2) 政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

(その6)

(6) その他の収入															
				摘 要				金 額				収 入 年 月 日		備 考	
								十億	百万	千	円				
8	0	0		こ の 頁 の 小 計										→※10万円未満のその他の収入については、 合算してこの欄に記載すること。	
8	1	0		1 件 10 万 円 未 満 の も の							10,006				
9	0	0		合 計 G							10,006				

注意. 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人		
寄 附 者 の 氏 名				金 額		年 月 日	住 所	職 業	備 考
				十 億	百 万	千	円		
8	0	0	こ の 頁 の 小 計				0		
8	1	0	そ の 他 の 寄 附			111	600		
9	0	0	合 計			111	600		

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目						金 額				備 考
1 経 常 経 費						十億	百万	千	円	
(1) 人 件 費	0	1	0					111	674	
(2) 光 熱 水 費	0	2	0					60	132	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	3	0					85	903	
(4) 事 務 所 費	0	4	0					601	321	
小 計 ((1)～(4))								859	030	
2 政 治 活 動 費 5						23 十億	百万	千	円	
(1) 組 織 活 動 費	0	5	0					4	102	
(2) 選 挙 関 係 費	0	6	0					18	870	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0					80	510	
(内 訳)	ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0				25	763	※(080)行から(110)行の合計を、 (070)行に記載すること
	イ 宣伝事業費	0	9	0				26	568	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0						
	エ その他の事業費	1	1	0				28	179	
(4) 調 査 研 究 費	1	2	0					10	065	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	1	3	0					16	354	
(6) そ の 他 の 経 費	1	4	0						0	
小 計 ((1)～(6))								129	901	うち本部・支部間の交付金合計 円
合 計								988	931	←(800)行と(801)行の合計を記載すること

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15-1)及び(その15-2)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15-1)	政治活動費内訳書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	「コピー機により」 必要 不要		政治資金パーティーを

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費		5. その他の事業費	6. 調査研究費
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	(大会費)		
	十億 百万 千 円							
この頁の小計								
その他の支出				984				
合 計				984				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		① 組織活動費 ② 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	⑤ その他の事業費 ⑥ 調査研究費 ⑦ 寄附・交付金 ⑧ その他の経費		(会議費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億 百万 千 円					
この頁の小計						
その他の支出			1,108			
合 計			1,108			

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費		5. その他の事業費	6. 調査研究費
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億 百万 千 円							
この頁の小計			0					
その他の支出			2,010		→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。			
合 計			2,010					

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		① 組織活動費 ② 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	⑤ その他の事業費 ⑥ 調査研究費 ⑦ 寄附・交付金 ⑧ その他の経費		(選挙対策費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円		
この頁の小計				0		
その他の支出				18,870	→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。	
合 計				18,870		

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(印刷費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円		
この頁の小計				0		
その他の支出				16,231	→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。	
合 計				16,231		

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)に記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が**1万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体(政党・資金管理団体・後援会等)：1件当たりの金額が**5万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費		5. その他の事業費	6. 調査研究費
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億 百万 千 円							
この頁の小計				0	→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。			
その他の支出				17,801				
合計				17,801				

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費		5. その他の事業費	6. 調査研究費
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億 百万 千 円							
この頁の小計			0					
その他の支出			8,767		→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。			
合 計			8,767					

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費		⑤ その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		(講演会開催費)						
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計				0	※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。			
その他の支出				10,990				
合計				10,990				

注意

- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)に記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体(政党・資金管理団体・後援会等)：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	⑤ 5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(法律相談)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億 百万 千 円					
この頁の小計			0			
その他の支出			17,189	→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。		
合 計			17,189			

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費		5. その他の事業費	6. 調査研究費
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億 百万 千 円							
この頁の小計			0					
その他の支出			10,065		→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。			
合 計			10,065					

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が**1万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体(政党・資金管理団体・後援会等)：1件当たりの金額が**5万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目録書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無							
資 産 等 の 項 目 別 区 分				有 ※注(3)参照 88	無	備 考	
	14		16				
ア 土 地	0	1	0	☐	☒		
イ 建 物	0	2	0	☐	☒		
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	☐	☒		
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	0	4	0	☐	☒		
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	☐	☒		
カ 金 銭 信 託	0	6	0	☐	☒		
キ 有 価 証 券	0	5	0	☐	☒		
ク 出 資 に よ る 権 利	0	8	0	☐	☒		
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	☐	☒		
コ 支 払 わ れ た 金 額 が 100 万 円 を 超 え る 敷 金	1	0	0	☐	☒		
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	☐	☒		
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☐	☒		

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☐ 領収書等の写し
- ☐ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 1 月 27 日

政治団体の名称 **新社会党 千葉総支部**

会計責任者の氏名 **石垣 守**



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要